

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年4月14日（平成28年（行情）諮問第306号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行情）答申第301号）

事件名：刑事施設保安状況調査集計表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる11文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月22日付け高松発1108号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示とされた部分の内、「刑事施設保安状況調査集計表」の不服申立件数の内訳及び処理のてん末、及び、同表の最長時間保護室収容情報の内の要件・期間・日数、これら法5条1号に該当しないものであり且つ前者は同号イに該当するものであり、違法な処分である為、本件審査請求に係る処分の取消しを求めます。

イ 不服申立件数の内訳とは「審査の申請」「法務大臣に対する苦情申出書」等の別のことと思われ、また、処理のてん末とは「処分の取消し」「棄却」「不採択」等の結果のことと思われるが、これらの数量情報が公にされても、特定の個人を識別したり特定の個人の権利利益を害する結果を生ずるとは（因果関係が存在しないことから、）到底考え難い。

加えて、「法律時報」80巻9号「新法における被収容者の不服申立制度」の様に、恐らくは定期又は不定期に公にされることが予定

されている情報であり、法5条1号イに該当するものである。

よって、本件審査請求に係る処分が違法な処分であることは明らかである為、同処分の取消しを求めます。

(2) 意見書1

全体としては審査請求書に記載の通りですが、以下に諮問庁の理由説明書への意見を述べます。

ア 不服申立ての項目ごとの、「申立先」「件数」「てん末」は、別添（添付資料略）の『特定資料名』の8ページ目の下方に、『法律時報』80巻9号からの出典としてそれら情報が引用されており、法5条1号但書きイに該当することは明らかである。

イ 法6条2項に基づく部分開示の可否を検討している箇所に於いて、諮問庁は、「どの種類の不服申立て等を行ったか」の情報を、「一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報」としているが、職務懈怠から行われた不当処分に対する不服申立ての事実が知れ渡れば同様に不服申立てを行う者が現れることが期待でき、それにより怠惰な職務精神で行われた不当処分は今度は同じ怠惰な職務精神から不服申立てへの対応を厭い不当処分が行われなくなる可能性も否定できない為、一般論で述べれば寧ろ逆であり、係る情報を知られたくないのは当該被収容者ではなく諮問庁及び処分庁である。

また、そもそも、文書の開示が行われずとも、被収容者が不服申立を行おうとすれば当該被収容者には不服申立ての種類毎に異なる赤や青等の派手で且つA4サイズ以上の目立つ保管封筒を所持させ、且つ、当該被収容者の居室（単独室含む）にその者の称呼番号を記された「審査申請書作成中」等との札を掛ける等し、刑事収容処遇法169条1項に背く職員すら知れ渡される措置が行われている為、かかる情報が当該個人の権利利益を害するおそれがある秘密情報であると認識しているのであれば、特定刑事施設等の職員は国家公務員法109条12号及び111条に該当する一年以下の懲役等に処せられる秘密漏洩を年間数十件以上行った及び命じる等しているものである。

尚、適正に部分開示がなされれば、上記の不法行為によりかかる情報を既に知っていた者以外には、同情報にかかる被収容者を特定することは不可能である。

(3) 意見書2

本年7/6付（当方受領は7/8）で諮問庁は、私が申し立てた処分庁及び諮問庁に対する物件提出要求を、要約すると『法5条各号の該当性判断に影響するものではなく、その事実関係を特定する必要性は認められない』として実施しないこととしたと通知してきたが、係る物件は、諮問庁の理由説明書で示されている、『同時期に同施設に収容されてい

た者等に，一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である，誰がどの種類の不服申立て等を行ったかが判明することとなる』，つまり換言すれば，『「誰がどの種類の不服申立て等を行ったか」の情報は個人の権利・利益を害するおそれがある情報である為，国公法100条1項等に基づき「秘密にされている」との前提』であり，またそれは，『法5条1号但し書きイの「慣行として公にされている情報」ではないことを前提』としている為，その前提の不存在を証明することで法5条各号への該当性がないことを証明する為であった為，物件提出により係る事実関係が確認されれば法5条各号の該当性判断が覆えるものであった為，その事実関係を特定する必要性は明らかである。

よって，諮問庁は，恐らくは提出を求めた（1）乃至（3）の秘密漏洩を実体的に命じる指示を自らが出したのであり，それにより自らが行わしめた国公法100条1項守秘事務違反等の事実を隠蔽したいが為に，係る物件提出要求を実施することを拒んだことは明らかであり，拒んだ事実及びその不条理は理由によっても，諮問庁の本件審査請求に対するう理由説明が失当であることは明らかである。

尚，本年5／23付で特定刑事施設長に対し，『本省の公式見解に背き，不服申立てを行っている事実のみならず，その種類や内容を，また，各種争訟等を行っている事実及びその種類や内容を，他者に知られる様に公権力によってされている，つまり，秘密を漏洩させられ私の権利利益を侵害している処遇は不当である』との不服申立てを行ったところ，6／7に『当所の扱いに違法不当な点は認められない』と不採択（審査請求に於ける「棄却裁決」に相当）との決定を告知し，総務省の「審査請求事務取扱マニュアル」の「棄却裁決は係る処分又は不作為を是認する判断を示すもの」によれば『同時期に同施設に収容されている他者に，どういった不服申立てを行っているかを掲示等している扱いは適法で正当なもの』との判断を示してきた，つまりは，『最上級庁が開示を相当とした「秘密」に該るとの情報を，当所の実務に於ては公にし他者に遺漏させる様に扱っているが，それは適法で正当なもの』と開き直ってきたものである（附記すれば，不服を申し立てた事実自体が存在しない時は，「申立てに係る事実は認められない」と回答される）。

（4）意見書3

本件の様に，不服申立てによって不開示とされた文書の一部が開示されることとなった場合，当所から適正に開示されていれば既に納付した郵送料で開示が行われていた（つまり，更なる郵送料は不要であった）であろうことが予想される場合，私は再度郵送料等を負担させられるべきでないことを，前もってお伝えしておきます。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、

ア 矯正実務六法（その内、以下の（ア）～（タ）の内容の文書部分）
以下、（ア）～（オ）は特定刑事施設が、（カ）～（ソ）は法務省が、（タ）は高松矯正管区が、作成した文書

（ア）視聴覚教育放送規程

（イ）優良工場審査規程

（ウ）刑事収容処遇法第105条に基き定められた「改善指導・教科指導を行う日等に関する内容」

（エ）「自弁の印鑑使用の許可不許可に関する内容」

（オ）「編綴されてる法令や訓令や通達等が分かる「インデックスの役目を果たす内容（目次等）」」

（カ）受刑者の余暇活動の援助に関する訓令

（キ）上記訓練の運用について

（ク）受刑者の各種指導に関する訓令

（ケ）上記訓令の運用について

（コ）作業報奨金に関する訓令

（サ）上記訓令の運用について

（シ）「自弁の印鑑使用の許可不許可に関する内容」

（ス）「刑務官の階級等を表示する胸の徽章等に関する内容」

（セ）「刑務官の階級や等級が変更される条件等に関する内容」

（ソ）「行政不服審査法第57条第2項又は第3項に規定される教示の求めがあった場合の対応に関する内容」

（タ）施設概況に関する書類

イ 幹部名簿や処遇状況等が載っている、平成26年度の施設概況

ウ 幹部名簿や処遇状況等が載っている、平成27年度の施設概況

エ 「未廃止の例規、及び、貴庁や本省等への報告書等、これらの名称や作成時期が分かる文書」

（これらア～エは何れも、「特定刑事施設が保有する、未廃止又は最新の内容の文書」であり、又、「」はその名称にこだわらないで下さい。）

等について、処分庁は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書11を特定し、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（以下、第3においては「本件決定」という。）を行ったものに対す

るものであり、審査請求人は、文書5ないし文書8の不開示部分のうち、不服申立件数の内訳及び処理のてん末並びに集計月の最長時間保護室収容の要件、期間及び日数（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性の当否を理由として本件決定の取消しを求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

文書5ないし文書8は、いずれも、特定刑事施設が、当該施設における毎月の保安状況について高松矯正管区宛てに報告した「刑事施設保安状況調査集計表」であり、当該集計表の「備考」欄の「3 最長時間保護室収容者」に記載された被収容者の氏名、要件、期間及び日数、当該集計表の別紙の新規及び完結した不服申立て等の項目ごとに記載された被収容者の氏名、件数、申立日、申立先、事件番号、事件名及びてん末等に関する情報が不開示とされている。

本件不開示部分は、上記不開示部分のうち、被収容者の氏名を除く部分であるが、当該集計表の「備考」欄の「3 最長時間保護室収容者」には、特定の月に最も長い時間保護室に収容された被収容者の氏名が、当該集計表の別紙には、特定の月に新規又は完結した不服申立て等を行った被収容者の氏名が記載されていることに鑑みると、一体として当該被収容者に係る法5条1号本文前段に該当し、かつ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否を検討すると、本件不開示部分のうち、事件番号については、個人識別部分に該当すると認められることから、部分開示することはできない。また、その余の部分については、当該部分が開示された場合、既に開示されている情報等と併せることにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、どの種類の不服申立て等を行ったかが判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示することはできない。

ただし、文書7のうち、6月末日現在の当該集計表の別紙の新規・完結の別及び合計の件数に関する情報並びに9月末日現在の当該集計表の別紙の計上漏れに関する情報については、開示しても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、開示することが相当である。

(3) 以上のとおり、本件決定は、別紙の2で掲げる部分を不開示としたことを除き、妥当である。

2 補充理由説明書

諮問庁としては、当所の理由説明書の上記1（2）ただし書において、文書7のうち、6月末日現在の当該集計表の別紙の新規・完結の別及び合計の件数に関する情報並びに9月末日現在の当該集計表の別紙の計上漏れに関する情報については、開示しても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、開示することが相当である旨説明したところであるが、9月末日現在の当該集計表の別紙の新規・完結の別及び合計の件数に関する情報についても同様に、開示しても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、開示することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ① 平成28年4月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月25日 | 審議 |
| ④ 同年5月16日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ 同年7月19日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑥ 同日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ 同月20日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑧ 同年8月8日 | 審査請求人から意見書3を收受 |
| ⑨ 同年9月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる11文書である。

処分庁は、本件対象文書について、法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「刑事施設保安状況調査集計表」の不服申立件数の内訳及び処理のてん末並びに同表の最長時間保護室収容情報のうち、要件・期間・日数（本件不開示部分）の開示を求めているところ、諮問庁は、その一部（別紙の2に掲げる部分）を開示することとしているが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、法5条1号に該当するとして不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

審査請求人が開示を求める「刑事施設保安状況調査集計表」は、本件対象文書のうち、文書5ないし8であると認められる。

当審査会において文書5ないし8を見分したところ、各文書は、特定刑

事施設が、当該刑事施設における毎月の非常ベル回数や懲罰件数等の保安状況を高松矯正管区宛てに報告した集計表等であると認められ、原処分で不開示とされた部分のうち、審査請求人が開示を求めるのは、①当該集計表の「備考」欄の「3 最長時間保護室収容者」に記載された要件、期間及び日数（文書7及び8）、②当該集計表の別紙の新規及び完結した不服申立て等の項目ごとに記載された件数、申立日、申立先、事件番号、事件名及びてん末等に関する情報（文書5ないし8）の記載部分であると認められることから、以下、当該部分ごとに検討する。

(1) 当該集計表の「備考」欄の「3 最長時間保護室収容者」に記載された要件、期間及び日数（文書7及び8）について

ア 当該部分には、特定月に最も長く保護室に収容された被収容者の氏名が記載されていることから、当該各被収容者の情報ごとに、全体として当該被収容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

イ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該部分を公にすると、既に開示されている情報と併せることにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、保護室への収容期間等が判明することになり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示をすることはできない。

(2) 当該集計表の別紙の新規及び完結した不服申立て等の項目ごとに記載された件数、申立日、申立先、事件番号、事件名及びてん末等に関する情報（文書5ないし8）について

ア 当該部分には、特定月に新規又は完結した不服申立て等を行った被収容者の氏名とともに、当該各被収容者ごとの申立件数、申立日、申立先、事件番号、事件名及びてん末等が記載されていることから、当該各被収容者の情報ごとに、全体として当該被収容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

イ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討する。

(ア) 当該部分のうち、事件番号は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(イ) また、その余の部分についても、これを公にすると、既に開示されている情報と併せることにより、当該被収容者と同時期に同施

設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、どの種類の不服申立て等を行ったかが判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示をすることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、不服申立件数の内訳は法律時報80巻9号「新法における被収容者の不服申立制度」のように、おそらくは定期又は不定期に公にされることが予定されている情報である旨主張するが、審査請求人が示す資料は、一定期間における審査の申請等の件数やその処理結果別の件数の集計値であって、本件不開示維持部分である、特定刑事施設における不服申立てを行った被収容者別の不服申立ての件数を示すものではない。したがって、法律時報80巻9号に上記のような不服申立ての件数が記載されているからといって、直ちに本件不開示維持部分が法5条1号ただし書イに該当することになるものではない。
- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件対象文書

- 文書 1 特定日付け達示第 1 0 号「特定刑事施設優良工場審査規定の制定について」
- 文書 2 特定日付け所長指示第 1 号「被収容者の印鑑の取り扱いについて」
- 文書 3 特定日付け法務省矯総第 1 0 7 3 号法務省矯正局総務課長通知「施設概況の集中管理等について（通知）」
- 文書 4 特定日付け法務省矯総第 9 6 7 号法務省矯正局総務課長通知「施設概況の作成等について（通知）」
- 文書 5 特定年 A 「刑事施設保安状況調査集計表」
- 文書 6 特定年 B 特定月 a ないし特定月 b 「刑事施設保安状況調査集計表」
- 文書 7 特定年度 C 「刑事施設保安状況調査集計表」
- 文書 8 特定年度 D 「刑事施設保安状況調査集計表」
- 文書 9 特定日付け「職員全体研修の実施結果について（報告）」
- 文書 1 0 特定年度 E 「職員名簿」
- 文書 1 1 特定日現在「行政文書ファイル管理簿」

2 諮問庁が開示するとしている部分

- (1) 文書 7 のうち、6 月末日現在の刑事施設保安状況調査集計表の別紙の新規・完結の別及び合計の件数に関する情報
- (2) 文書 7 のうち、9 月末日現在の刑事施設保安状況調査集計表の別紙の計上漏れに関する情報
- (3) 文書 7 のうち、9 月末日現在の刑事施設保安状況調査集計表の別紙の新規・完結の別及び合計の件数に関する情報